

汚水処理施設

3

三重県

## 3章 污水处理施設

### 目次

3-1	設計基準	3-1
3-1-1	計画処理対象人員	3-1
3-1-2	計画汚水量及び負荷量	3-7
3-1-3	計画処理水質	3-7
3-1-4	構造と処理方法	3-8

### 3. 汚水処理施設

#### 3-1 設計基準

##### 3-1-1 計画処理対象人員

汚水処理施設の設計処理対象人員は、J I S A3302建築物用途別処理対象人員算定基準表（昭和44年建設省告示第3184号、J I S A3302-2000）により算定するものとする。

注）（1）汚水処理施設（し尿浄化槽）の設置、構造並びに維持管理に関しては、本基準によるほか必要な事項を「三重県浄化槽指導要綱」で定めている。

（2）汚水処理施設の位置について、処理能力によっては建築基準法第51条及び同施行令第130条の2の2を参照のこと。

#### 【参 考】

建築用途別処理対象人員算定基準表

（昭和44年建設省告示第3184号、J I S A3302-2000）

### 3. 汚水処理施設

- (1) 本表は、対象処理人員算定に際して用い、られた算定単位あたりの汚水量並びにBOD濃度及び対象処理人員 (n) 1人当りの汚水量並びにBOD量を示すものである。  
 (2) 汚水量、BOD量の欄に○を付してあるものは、当該負荷が人員算定式の基礎となったことを示すものである。  
 (3) 浄化槽設計に当たっては、処理対象人員 (n) 1人当りの汚水量、BOD量にnを乗ずるものとする。

\* 表中の [ ] は、三重県独自の取扱いを示す。

類似用途別番号	建築用途	処理対象人員		算定単位当りの汚水量及びBOD濃度参考値		処理対象		処理対象人員 (n) 1人当りの汚水量及びBOD量参考値		排水時間 T (時間)	JISの表にない建築用途及び設備に当たっての留意事項
		算定式	算定単位	汚水量	BOD濃度	水量負荷算定	BOD負荷算定				
1	集会場施設	イ 公会堂・集会場 劇場・映画館 演芸場 n=0.08A	n: 人員 (人) A: 延べ面積 (㎡)	1.6 (ℓ/㎡/日)	150 (mg/ℓ/日)	○ (200)	(g/人・日) (30)	公会堂・集会場8 劇場・演芸場10 映画館12	公民館・自治会館・警察署・地区集会場・斎場 神社・教会・宗教関係の集会場も適用する。  * 1 大便器数、小便器数及び両用便器数を合計した便器数  観覧席の延べ面積は、客席部分、事務所、廊下、機械室等の面積を含み、フィニッシュ内の部分の面積は含まない。エアロビクス、ジャズダンス場を含み、ヘルスセンター、アスレチッククラブ、ゲートボール場 (室内) などの健勝施設も含む。室内トレニング場、道場も適用 シャワーを使用する場合は、シャワー1個1日当たり200~300リットルの水量を別途加算する。  住宅団地の場合は、各戸毎の人員を算定し、その合計と果開非事務管理に関する計画設計の技術基準による地下水量の混入分を加算する。なお、各戸の住宅面積不明の際は6人/区画を最低戸として算定することができる。 地下水量の参考値：下水道では、日最大汚水量の10%~20%を見込んで算定する。 合併処理対象で、浴室及び台所が2つ以上ある住宅の処理水は200ℓ/㎡/戸・日。 大台町及び松阪市内の旧飯高町の区域においては、A≤160 n=5、A>160 n=7 (H25.12.13現在) 熊野市、御津町及び紀宝町の区域においては、A≤165 n=5、A>165 n=7 (H25.12.13現在)		
			n: 人員 (人) C: 総便器数 (個) *	2400 (ℓ/㎡/個・日)	260 (mg/ℓ/日)	○ (40)	○ (40)	10			
			n: 人員 (人) A: 延べ面積 (㎡)	1.0 (ℓ/㎡/日)	260 (mg/ℓ/日)	○ (40)	○ (40)	15			
2	住宅施設	イ 住宅 n=5 A≤130 n=7 A>130	n: 人員 (人) A: 延べ面積 (㎡)	1000 (ℓ/㎡/日)	200 (mg/ℓ/日)	○ (200)	○ (40)	1戸当りのnが3.5人以下の場合は、1戸当りのnを3.5人または2人 (1戸が1居室だけで構成されている場合に限る。) とし、1戸当たりのnが6人以上の場合は、1戸当たりのnを6人とする。居室とは、建築基準法による用途の定義でいう居室であって、居住・執務・作業・集会・娯楽・その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。ただし、床面積が小さく、調理のみに使用し、食事等の用途には供せず、他の部分とは間仕切壁等で明確に区画されている台所は除く。 リフトメンテナンスも適用。  社員寮、飯場 各部屋にキッチン等がある場合は、共同住宅扱い、			
			2世帯住宅は n=10	1400 (ℓ/㎡/日)	200 (mg/ℓ/日)	○ (200)	○ (40)		12		
			n: 人員 (人) A: 延べ面積 (㎡)	1.0 (ℓ/㎡/日)	200 (mg/ℓ/日)	○ (200)	○ (40)		8		
3	下宿・寄宿舎	n=0.07A	n: 人員 (人) A: 延べ面積 (㎡)	1.4 (ℓ/㎡/日)	140 (mg/ℓ/日)	○ (200)	○ (28)	老人ホームについては、洗濯施設の規模等を考慮して汚水量を加算すること。 老人ホームのデイサービスは定員に加算する。 授産施設 (宿泊施設のある)			
			n: 人員 (人) P: 定員 (人)	2.0 (ℓ/㎡/日)	200 (mg/ℓ/日)	○ (200)	○ (40)		8 老人ホーム→A10		





3. 汚水処理施設

類別 用途 別 番号	建築用途	処理対象人員		算定単位当りの汚水量及びBOD濃度参考値		処理対象		処理対象人員 (n) 1人当りの汚水量及びBOD量参考値		排水時間 T (時間)	留意事項		
		算定式	算定単位	汚水量	BOD濃度	水量負荷算定	BOD負荷算定						
7	サービスエリア 売店 売店なし P.A.部 一般部 売店 売店なし P.A.部 一般部	n=3.60P	n:人員 (人) P:駐車台数 (台)	480 (l/台/日)	300 (mg/l/台)	(1.35)	O (40)	1.2	レストランがある場合は、飲食店の項を適用し加算する。 サービスエリアで便所と売店があるときは、それぞれに適用し加算する。 便所のみパーキングエリアは「便所」の「売店なし」で算定する。				
		n=3.83P		510 (l/台/日)						O (40)			
		n=2.55P		340 (l/台/日)						O (40)			
		n=2.66P		180 (l/台/日)						O (40)			
		n=2.81P		190 (l/台/日)						O (40)			
		n=		n:人員 (人) T:単位便器当たり1日平均使用時間 (t=0.4~2.0) C:大便器数 (個) U:小便器数 (個)						-	-	-	-
		n=20		n:人員 (人) I:営業所当り						-	-	-	-
8	保育所・幼稚園 小学校・中学校 高等学校・大学 各種学校 図書館	n=0.20P	n:人員 (人) P:定員 (人)	50 (l/台/人・日)	180 (mg/l/台)	O (200)	(36)	8	給食センターで汚水量が50ml/日以上の場合は本規程の弁当製造業と同様に事業系排水扱い、浄化槽へは流入させない。 お花・お茶などの教室、学習塾、託児所、カルチャーセンター、特別支援学校、学童保育所は「8-イ」を適用				
		n=0.25P		60 (l/台/人・日)						O (30)			
		n=0.08A		16 (l/台/m <sup>2</sup> ・日)						O (30)			
		n=0.075A		10 (l/台/m <sup>2</sup> ・日)						O (40)			
		n=0.06A		10 (l/台/m <sup>2</sup> ・日)						O (40)			
9	事務所	n=0.075A	厨房設備有 n:人員 (人) A:延べ球面積 (m <sup>2</sup> )	10 (l/台/m <sup>2</sup> ・日)	200 (mg/l/台)	O (200)	(40)	8	銀行、庁舎、証券会社、派出所、郵便局 (事務部のみ、作業部分は「10-イ (作業所関係)」で算定)、研修所 (宿泊施設のない)				
		n=0.06A		10 (l/台/m <sup>2</sup> ・日)						O (40)			
		n=0.075P		100 (l/台/人・日)						O (40)			
10	工場・作業所・研究所・試験所	n=0.30P	厨房設備無 n:人員 (人) P:定員 (人)	60 (l/台/人・日)	150 (mg/l/台)	O (200)	(30)	工場・作業所 交替勤務無8 研究所・試験所8	入浴施設のある場合は、給水計画等を参考として、実態に応じて算出することとする。 倉庫、アトリエ、郵便局 (作業部)、卸売店舗、授産施設 (宿泊施設のない) 交番のある場合は延べ人数を定員とする。工場の工程による排水は別途処理。				
		n=0.30P		60 (l/台/人・日)						O (30)			

3. 汚水処理施設

類似用途別番号	建築用途	処理対象人員		算定単位当りの汚水量及びBOD濃度参考値		合併処理対象		処理対象人員 (n) 1人当りの汚水量及びBOD量参考値		排水時間 T (時間)	JISの表にない建築用途及び設計に当たっての留意事項
		算定式	算定単位	汚水量	BOD濃度	水量負荷算定	BOD負荷算定				
イ	市場	n:0.02A	n:人員 (人) A:延べ床面積 (㎡)	4.2 (l/㎡・日)	200 (mg/l/日)	○ (200)	○ (40)	1.0	市場は青果市場と生花市場をい、魚市場と食肉市場は含まれない。魚市場、食肉市場は事業系排水として別途処理する。) )		
		n:0.17A	n:人員 (人) A:延べ床面積 (㎡)	3.3 (l/㎡・日)	50 (mg/l/日)	○	(10)	1.2			
ロ	公衆浴場	n:16C	n:人員 (人) C:総便器数 (個) ※1	—	—	—	○	—	サウナバス、レジャー浴場 健康ランドの類については、給水計画等に留意すること。		
		乗降客 10万人/日未満 n=0.008P 10万人以上 ~20万人未満 n=0.010P 20万人/日以上 n=0.013P	n:人員 (人) P:乗降客数 (人/日)	—	—	○	—	—		住宅展示場内の便所、公園の便所	
11	の用途に属さない施設										乗客数は通常時の人員であるが、観光把持等特殊な場合においては、ピーク時等を考慮し、処理対象人員を算定する。

注 (1) 大便器数、小便器数及び両用便器数を合計した便器数。

(2) 小便器数 (個)。女子専用便所については、便器数のおおよそ1/2を小便器とみなす。

## 3-1-2 計画汚水量及び負荷量

汚水処理施設の計画汚水量及び負荷量は、実測により算定する場合を除き、別に定める「算定単位当たりの汚水量及びBOD濃度参考値」により算定するものとする。

ただし、計画汚水量の算定にあたって地下水量を加算する等、処理施設の能力には十分余裕をもって設計しなければならない。

## 【解 説】

- (1) 設計にあたっては、建築物の使用形態により排水特性が異なるため、あらかじめ十分調査を実施し、計画汚水量及び流入水質を決定する必要がある。

## 3-1-3 計画処理水質

計画処理水質は、次の各項を考慮して、総合的な見地から定めるものとする。

- (1) 建築基準法等関係法令に基づく水質基準値
- (2) 環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準の達成状況
- (3) 放流水域における水道水資源等の利水状況
- (4) その他、放流水域における管理者、水利権者等の意見

## 【解 説】

- (1) 建築基準法施行令第32条第1項の性能基準

尿尿浄化槽または合併処理浄化槽を設ける区域	処理対象人員 (単位 人)	性 能	
		生物化学的酸素要求量の除去率 (単位 パーセント)	尿尿浄化槽または合併処理浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量(単位mg/リットル)
特定行政庁が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域	50以下	65以上	90以下
	51以上 500以下	70以上	60以下
	501以上	85以上	30以下
特定行政庁が衛生上特に支障がないと認めて規則で指定する区域		55以上	120以下
その他の区域	500以下	65以上	90以下
	501以上 2,000以下	70以上	60以下
	2,001以上	85以上	30以下

1 この表における処理対象人員の算定は、国土交通大臣が定める方法により行うものとする。

(3-1-1 参照)

2 この表において、生物化学的酸素要求量の除去率とは、尿尿浄化槽または合併処理浄化槽への流入水の生物化学的酸素要求量の数値から尿尿浄化槽または合併処理浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量の数値を減じた数値を尿尿浄化槽または合併処理浄化槽への流入水の生物化学的酸素要求量の数値で除して得た割合をいうものとする。

### 3. 汚水処理施設

建築基準法施行細則より抜粋

(し尿浄化槽を設ける区域のうち衛生上特に支障がある区域の指定)

第10条の2 政令第32条第1項の表に規定する知事が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域は、三重県全域(建築主事を置く市の区域を除く。)とする。

建築基準法施行令第32条第3項より抜粋

次の各号に掲げる場合における汚物処理性能に関する技術的基準は、第1項の規定にかかわらず、通常の使用状態において、汚物を当該各号に定める基準に適合するよう処理する性能及び同項第二号に掲げる性能を有するものであることとする。

- 一 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第3条第1項または第3項の規定による排水基準により、尿尿浄化槽または合併処理浄化槽からの放流水について、第1項第一号の表に掲げる生物化学的酸素要求量に関する基準より厳しい基準が定められ、または生物化学的酸素要求量以外の項目に関しても基準が定められている場合、当該排水基準
- 二 浄化槽法第4条第1項の規定による技術上の基準により、尿尿浄化槽または合併処理浄化槽からの放流水について、第1項第一号の表に掲げる生物化学的酸素要求量に関する基準より厳しい基準が定められ、または生物化学的酸素要求量以外の項目に関しても基準が定められている場合、当該技術上の基準

(2) 水質汚濁防止法第3条第1項に基づく排水基準を定める環境省令第1条の排水基準(501人槽(指定区域内にあつては201人槽)以上で排水量 $50\text{m}^3/\text{日}$ 以上のもののみ適用)

注) 4. 放流水質4-2-1参照

(3) 大気汚染防止法第4条第1項の規定に基づく排水基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例第2条の上乗せ基準(抄)

注) 4. 放流水質4-2-2参照

(4) 水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準。

注) 4. 放流水質4-2-3参照

#### 3-1-4 構造と処理方法

- (1) 浄化槽の構造は、昭和55年7月14日建設省告示第1292号によるほか、三重県浄化槽指導要綱に定めるところに準拠して設計するものとする。
- (2) 浄化槽の処理方式は、次の各項の諸条件を十分調査研究し、その条件を満たす性能をもつものを選定するものとする。
  - ア. 維持管理の難易、建設費及び、維持管理費
  - イ. 気象条件、地形、地下水位等の自然的条件や、立地、放流先、季節的利用等の社会的条件
  - ウ. 建築物の種類、用途

#### 【解説】

処理方式については別表建設省告示第1292号の構造基準に基づく処理方式とそのフローシートによる。

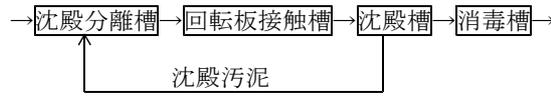
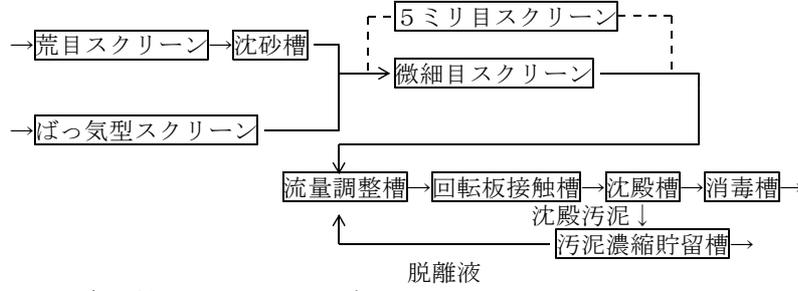
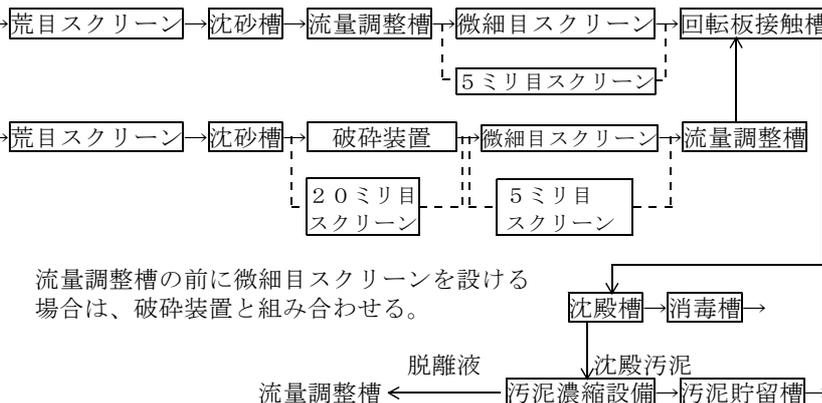
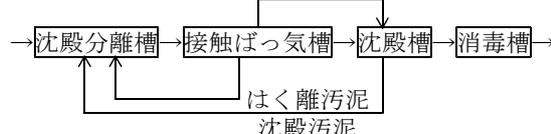
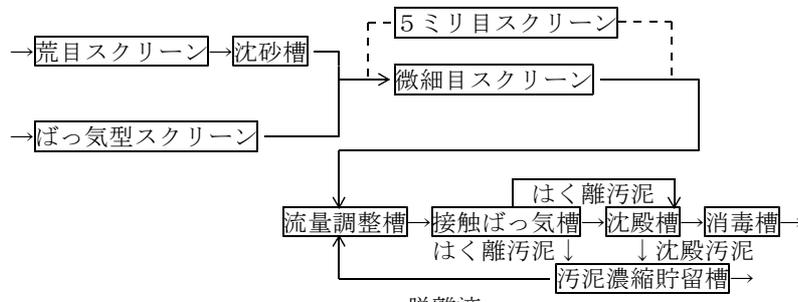
【別表】

建設省告示第1292号の構造基準に基づく処理方式とそのフローシート

告示区分	性能	処理方式等
第1の一	BOD 90(20)mg/l以下 BOD除去率 65(90)%以上 (合併処理)	分離接触ばっ気方式 (50人以下) 
第1の二		嫌気濾床接触ばっ気方式 (50人以下) 
第1の三		(第1の三は、上記に加えてT-N20mg/l以下) 脱窒濾床接触ばっ気方式 (50人以下) 
第2及び3 削除		
第4	BOD 120mg/l以下 BOD除去率 55%以上 (単独処理)	腐敗方式 
第5	SS濃度 250mg/l以下 SS除去率 55%以上 (単独処理)	地下浸透方式 

\* ( ) 内の数値は、建設省住宅局建築指導課長通達 (H6. 3. 29住指発第135号、H12. 6. 1住指発第682号) によるものである。

3. 汚水処理施設

告示区分	性能	処理方式等
第6の一	BOD 20mg/l以下 (合併処理)	<p>回転板接触方式 51人以上500人以下</p>  <p>101人以上500人以下</p>  <p>処理対象人員が500人以下の場合、 荒目スクリーンと沈砂槽に替えてばっ気型スクリーンとすることができる 微細目スクリーンは流量調整槽の次に設けることができる</p> <p>501人以上</p>  <p>流量調整槽の前に微細目スクリーンを設ける場合は、破碎装置と組み合わせる。</p>
第6の二		<p>接触ばっ気方式 51人以上500人以下</p>  <p>101人以上500人以下</p>  <p>処理対象人員が500人以下の場合、 荒目スクリーンと沈砂槽に替えてばっ気型スクリーンとすることができる 微細目スクリーンは流量調整槽の次に設けることができる</p>

告示区分	性能	処理方式等
第6の二	BOD 20mg/l以下 (合併処理)	<p>501人以上</p> <p>→ 荒目スクリーン → 沈砂槽 → 流量調整槽 → 微細目スクリーン → 接触ばっ気槽</p> <p>→ 荒目スクリーン → 沈砂槽 → 破碎装置 → 微細目スクリーン → 流量調整槽</p> <p>流量調整槽の前に微細目スクリーンを設ける場合は、破碎装置と組み合わせる。</p> <p>沈殿槽 → 消毒槽 →</p> <p>脱離液 → 流量調整槽 ← 汚泥濃縮設備 → 汚泥貯留槽</p> <p>*はく離汚泥は沈殿槽、汚泥濃縮設備へ</p>
第6の三		<p>散水濾床方式 501人以上</p> <p>→ 荒目スクリーン → 沈砂槽 → 流量調整槽 → 微細目スクリーン</p> <p>→ 荒目スクリーン → 沈砂槽 → 破碎装置 → 微細目スクリーン → 流量調整槽</p> <p>流量調整槽の前に微細目スクリーンを設ける場合は、破碎装置と組み合わせる。</p> <p>ポンプます → 散水濾床 → 分水装置 → 沈殿槽 → 消毒槽 →</p> <p>返送水 → 流量調整槽 ← 汚泥濃縮設備 → 汚泥貯留槽</p>
第6の四		<p>長時間ばっ気方式 101人以上500人以下</p> <p>→ 荒目スクリーン → 沈砂槽 → 5ミリ目スクリーン → 微細目スクリーン</p> <p>→ ばっ気型スクリーン → 流量調整槽</p> <p>流量調整槽 → ばっ気槽 → 沈殿槽 → 消毒槽 →</p> <p>返送汚泥 → 流量調整槽又はばっ気槽 ← 汚泥濃縮貯留槽</p> <p>脱離液</p> <p>処理対象人員が500人以下の場合、 荒目スクリーンと沈砂槽に替えてばっ気型スクリーンとすることができる 微細目スクリーンは流量調整槽の次に設けることができる</p>

3. 汚水処理施設

告示区分	性能	処理方式等
第6の四	BOD 20mg/l以下 (合併処理)	<p>101人以上</p> <p>流量調整槽の前の微細目スクリーンを設ける場合は、破砕装置と組み合わせる。 処理対象人員が500人以下の場合、汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽を汚泥濃縮貯留槽とする。</p>
第6の五		<p>標準活性汚泥方式 5001人以上</p> <p>流量調整槽の前の微細目スクリーンを設ける場合は、破砕装置と組み合わせる。</p>
第7の一	BOD 10mg/l以下 (合併処理)	<p>接触ばっ気・濾過方式 101人以上</p> <p>汚泥濃縮貯留槽、汚泥濃縮設備へ</p> <p>沈殿汚泥</p> <p>沈殿槽</p> <p>濾過原水槽</p> <p>濾過装置</p> <p>消毒槽</p> <p>濾過処理水槽</p> <p>消毒槽</p> <p>沈殿汚泥</p> <p>沈殿槽、汚泥濃縮貯留槽</p> <p>汚泥濃縮設備</p> <p>洗淨排水 流量調整槽へ</p> <p>脱離液</p> <p>はく離汚泥</p> <p>沈殿槽、汚泥濃縮貯留槽</p> <p>汚泥濃縮設備</p> <p>流量調整槽を備えた第6の構造(消毒槽を除く)</p>

告示区分	性能	処理方式等
第7の二	BOD 10mg/l以下 (合併処理)	<p>凝集分離方式 51人以上</p> <p>沈殿分離槽、汚泥濃縮貯留槽、汚泥濃縮設備へ</p>
第8の一	BOD 10mg/l以下 COD 10mg/l以下 (合併処理)	<p>接触ばっ気・活性炭吸着方式 101人以上</p>
第8の二		<p>凝集分離・活性炭吸着方式 51人以上</p>
第9の一	BOD 10mg/l以下 (合併処理)  T-N 20mg/l以下  T-P 1mg/l以下	<p>硝化液循環活性汚泥方式 51人以上500人以下かつ日平均汚水量が10m<sup>3</sup>以上</p> <p>処理対象人員が500人以下の場合、荒目スクリーンと沈砂槽に替えてばっ気型スクリーンとすることができる</p>

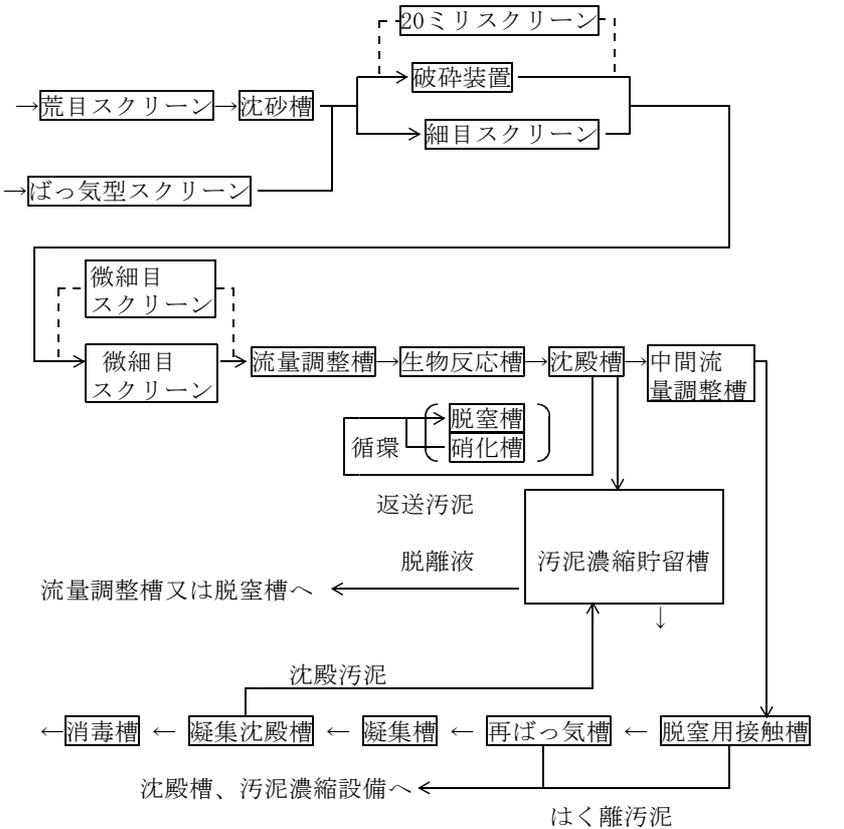
3. 汚水処理施設

告示区分	性能	処理方式等
第9の一	BOD 10mg/l以下 (合併処理)  T-N 20mg/l以下  T-P 1mg/l以下	<p>501人以上</p> <p>流量調整槽の前に微細目スクリーンを設ける場合は、破碎装置と組み合わせる。</p>
第9の二		<p>三次処理脱窒・脱磷方式</p> <p>51人以上</p>

告示区分	性能	処理方式等
第10の一	BOD 10mg/l以下 (合併処理)  T-N 15mg/l以下  T-P 1mg/l以下	<p>硝化液循環活性汚泥方式 51人以上500人以下かつ日平均汚水量が10m<sup>3</sup>以上</p> <p>処理対象人員が500人以下の場合、 荒目スクリーンと沈砂槽に替えてばっ気型スクリーンとすることができる</p>

3. 汚水処理施設

告示区分	性能	処理方式等
第10の一	BOD 10mg/l以下 (合併処理)  T-N 15mg/l以下  T-P 1mg/l以下	<p>501人以上</p> <p>→ 荒目スクリーン → 沈砂槽 → 破碎装置 → 20ミリスクリーン → 流量調整槽 → *</p> <p>→ 荒目スクリーン → 沈砂槽 → 破碎装置 → 微細目スクリーン → *</p> <p>→ 20ミリ目スクリーン → 微細目スクリーン → *</p> <p>* 流量調整槽 → 生物反応槽 → 沈殿槽 → 中間流量調整槽</p> <p>循環 (脱窒槽 → 硝化槽)</p> <p>返送汚泥</p> <p>脱離液 → 流量調整槽又は脱窒槽へ</p> <p>汚泥濃縮設備</p> <p>汚泥貯留槽</p> <p>沈殿汚泥 → 消毒槽 ← 凝集沈殿槽 ← 凝集槽 ← 再ばっ気槽 ← 脱窒用接触槽</p> <p>沈殿槽、汚泥濃縮設備へ ← はく離汚泥</p> <p>流量調整槽の前に微細目スクリーンを設ける場合は、破碎装置と組み合わせる。</p>
第10の二		<p>三次処理脱窒・脱磷方式 51人以上</p> <p>沈殿汚泥 (沈殿分離槽、汚泥濃縮貯留槽、汚泥濃縮設備へ)</p> <p>第6の構造 (消毒槽を除く) → 中間流量調整槽 → 硝化用接触槽 → 脱窒用接触槽 → 再ばっ気槽 → 凝集槽</p> <p>はく離汚泥 (沈殿分離槽、沈殿槽、汚泥濃縮貯留槽、汚泥濃縮設備へ)</p> <p>← 消毒槽 ← 凝集沈殿槽</p>

告示区分	性能	処理方式等
第11の一	BOD 10mg/l以下 (合併処理)  T-N 10mg/l以下  T-P 1mg/l以下	<p>硝化液循環活性汚泥方式 51人以上500人以下かつ日平均汚水量が10m<sup>3</sup>以上</p>  <p>処理対象人員が500人以下の場合、 粗目スクリーンと沈砂槽に替えてばっ気型スクリーンとすることができる</p>

3. 汚水処理施設

告示区分	性能	処理方式等
第11の一	BOD 10mg/l以下 (合併処理)  T-N 10mg/l以下  T-P 1mg/l以下	<p>501人以上</p> <p>流量調整槽の前に微細目スクリーンを設ける場合は、破碎装置と組み合わせる。</p>
第11の二	51人以上	<p>三次処理脱窒・脱磷方式</p> <p>凝集沈殿槽</p>

告示区分	性能	処理方式等					
第12	右記の処理方式等の表中における(い)に示した値	501人以上 下表の(い)の性能に対応する(ろ)の方式					
		(い)			(ろ)		
		化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動物油脂類含有量)(単位 1リットルにつきミリグラム)	水素イオン濃度(水素指数)	大腸菌群数(単位 1立方センチメートルにつき個)	構造
		60以下	70以下	20以下	5.8以上 8.6以下	3,000以下	
		45以下	60以下	20以下	5.8以上 8.6以下	3,000以下	
		30以下	50以下	20以下	5.8以上 8.6以下	3,000以下	
		15以下	15以下	20以下	5.8以上 8.6以下	3,000以下	
10以下	15以下	20以下	5.8以上 8.6以下	3,000以下			